

2019 年度 就職準備金貸付募集要項

静岡県内における保育士の確保を図るため、就職準備金の貸付を行います。貸付は無利子です。また、一定期間、県内の保育所等で児童の保護等に従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

【概要】

対 象 者	<p>次の条件を<u>全て満たす方</u></p> <p>① 県内に所在地のある以下の施設・事業所を離職した、または、当該施設・事業所に勤務経験がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所及び幼保連携型認定こども園 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 幼稚園 <p>② 県社協静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行っている者（求職票のご提出により登録）</p>
申請条件	<p>次の条件を<u>全て満たすこと</u>が申請の条件となります。</p> <p>① 保育士として週 20 時間以上勤務する（勤務条件として）</p> <p>② 他県が実施する就職準備金の貸付を受けていない</p> <p>③ 2 年以上継続して静岡県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する</p> <p>④ 連帯保証人 1 名を立てる</p>
貸 付 額	400,000 円以内（1 回限り）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
支 払	一括払
返還免除	<p>以下の<u>全ての条件を満たした場合</u>、返還を全額免除します。</p> <p>① 静岡県内の保育所等において、</p> <p>② 2 年間継続して、</p> <p>③ 児童の保護等に従事した場合</p> <p>※ 1 年間以上引き続いて「児童の保護等」に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。</p>
返 還	<p>2 年未満で児童の保護等に従事しなくなった場合などは、貸付金を返還することとなります。</p> <p>① 返還期間は 2 年以内。ただし、従事期間があればその期間を加えることができます。</p> <p>② 返還方法は、月賦または半年賦（一括返還・繰上返還可）です。</p>

提出書類	<p>① 就職準備金貸付申請書</p> <p>② 申請者・連帯保証人の住民票（発行後3ヶ月以内、<u>世帯全員及び本籍地の記載のあるもの、マイナンバーの記載がないもの。</u>コピー不可）</p> <p>③ <u>所得を証明する書類（申請者と同一生計（世帯）に属する人のうち所得がある人全員について以下のいずれかを提出してください。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票の写し ・ 確定申告書(控)の写し（税務署の受付印のあるものもしくは、受付印が無いものは「所得証明書」か「申告内容確認票」の写し） <p>④ 保育士証の写し</p> <p>⑤ 雇用契約書もしくは辞令（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）</p>
提出先	<p>申請者は、提出書類の①～⑥及びその他必要書類を提出してください。</p> <p>〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 電話：054-254-5244</p>